

保護者様

## 学校において予防すべき感染症について

京都府立桃山高等学校長

学校保健安全法第19条「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」をうけ、以下の感染症については、出席停止扱いとなります。

### 学校において予防すべき感染症一覧

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第三項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ)
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

\*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

### 出席停止の手続きについて

- ①医師の診断ができましたら、早急に「病名」「休養を要する期間」を電話等で担任に御連絡ください。
- ②医師から登校許可が出ましたら、証明書(学校様式)又は診断書を添えて、出席停止届(下票)を提出してください。(下票は、登校時、担任もしくは保健部よりお渡しします)

出席停止								
第 学年	組 番	生徒氏名						
出席停止期間	月 日 (曜日)	限	～	月 日 (曜日)				
理由								
認印	①保護者	②クラス担任	③教務部	④保健部				
月 日 (曜日)	科目名	1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限
	担当者印							

(学校様式)

## 証 明 書

京都府立桃山高等学校

氏 名

病 名

上記の疾病により 月 日から 月 日まで休養加療を要しましたが、  
月 日から登校可能と認めます。

平成 年 月 日

病院名

(医師名)